

神奈川県公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会（第1回）

次 第

日時：令和5年4月27日（木）14時～16時30分

会場：県立スポーツセンター アリーナ1 研修室

1 開 会

- (1) あいさつ
- (2) 神奈川県公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会の役割について
- (3) 座長及び副座長の指名について

2 議 事

- (1) 地域移行に向けた国の取組について
- (2) 本県の部活動を取り巻く状況について
- (3) これまでの取組及び令和5年度の取組について
- (4) 本県の部活動に関する方針について

3 そ の 他

次回開催予定について

4 閉 会

<配付資料>

- 資料1 神奈川県公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会設置要綱
- 資料2 部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備【概要】
- 資料3 本県の部活動を取り巻く状況について
- 資料4 これまでの取組及び令和5年度の取組について
- 資料5 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン【概要】
- 資料6 部活動の地域移行に係る本県の方針について

【委員出席者一覧】

	団体名	役職	氏名
1	神奈川県中学校文化連盟 (横浜市立若葉台中学校 校長)	会長	高良 理
2	神奈川県中学校体育連盟 (川崎市立京町中学校 校長)	会長	後藤 建人
3	神奈川県公立中学校長会 (相模原市立大野南中学校 校長)	会長	宮坂 賀則
4	神奈川県PTA協議会	執行役員	臼井 基樹
5	神奈川県教職員組合		欠席
6	神奈川県市町村教育委員会連合会 (大和市教育委員会 教育長)	会長	柿本 隆夫
7	神奈川県都市教育長協議会 (南足柄市教育委員会 教育長)	副会長	飯山 敏明
8	神奈川県町村教育長会 (二宮町教育委員会 教育長)	会計	森 英夫
9	神奈川県都市スポーツ推進連絡協議会 (海老名市文化スポーツ課 課長)	会長	宮澤 健司
10	神奈川県町村体育振興連絡協議会 (愛川町教育委員会スポーツ・文化振興課 課長)	会長	齋藤 潤
11	公益財団法人神奈川県スポーツ協会	専務理事	田中 不二夫
12	大和市体育協会	副会長	瀧本 幸文
13	開成町スポーツ協会	会長	露木 重雄
14	神奈川県スポーツ推進委員連合会	会長	川口 勇喜夫
15	一般社団法人神奈川県総合型スポーツクラブネットワーク (NPO法人高津総合型スポーツクラブSELF 事務局長)	理事	鈴木 章弘
16	一般社団法人日本フィットネス産業協会	事務局長	松村 剛
17	神奈川県吹奏楽連盟	事務局長	三ヶ田 篤
18	桐蔭横浜大学	教授	佐藤 豊

【事務局出席者一覧】

	局名	役職	氏名
1	国際文化観光局	副局長	田熊 徹
2	スポーツ局	スポーツ課長	田中 浩二
3		スポーツ課 管理担当課長	矢島 裕久
4		県立スポーツセンター 事業部長	小谷 昭彦
5	教育局	教育参事監	濱田 啓太郎
6		指導部長	増田 年克
7		支援部長	古島 そのえ
8		保健体育課長	磯貝 靖子
9		子ども教育支援課長	長田 裕一郎
10		県西教育事務所 足柄上指導課長	高橋 壮芳

神奈川県公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会設置要綱

(設置目的)

第1条 令和5年度からの改革推進期間に県内の市町村及び市町村教育委員会が、地域の実情に沿って公立中学校における部活動の地域移行を段階的に進めていけるよう、県としての方針を定めるに当たり、行政やスポーツ・文化芸術活動等に関わる関係者等の意見を聴取するため、神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(意見を求める事項)

第2条 検討会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 公立中学校における部活動の地域移行を進めるための施策に関する事項
- (2) その他、公立中学校における部活動の地域移行を進めるために必要な事項

(設置期間)

第3条 検討会の設置期間は、当該方針の策定までとする。

(構成員)

第4条 検討会の構成員は、別表のとおりとする。

(座長及び副座長の設置並びに権限)

第5条 検討会に座長、副座長を置く。

- 2 座長、副座長は、委員の互選とする。
- 3 座長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 4 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。
- 5 座長は、必要に応じて検討会に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 検討会に関する庶務は、神奈川県教育委員会教育局指導部保健体育課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他協議会に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この要綱は当該方針の策定をもって廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年4月10日から施行する。

別表（第4条関係）

		構成団体
1	中学校部活動関係	神奈川県中学校文化連盟の代表者
2		神奈川県中学校体育連盟の代表者
3	学校	神奈川県公立中学校長会の代表者
4	学校関係団体	神奈川県PTA協議会の代表者
5		神奈川県教職員組合の代表者
6	市町村行政	神奈川県市町村教育委員会連合会の代表者
7		神奈川県都市教育長協議会の代表者
8		神奈川県町村教育長会の代表者
9		神奈川県都市スポーツ推進連絡協議会の代表者
10		神奈川県町村体育振興連絡協議会の代表者
11	スポーツ団体・ 文化芸術団体等	公益財団法人神奈川県スポーツ協会の代表者
12		市スポーツ協会の代表者
13		町村スポーツ協会の代表者
14		神奈川県スポーツ推進委員連合会の代表者
15		総合型地域スポーツクラブの代表者
16		民間スポーツクラブの代表者
17	文化芸術団体等の代表者	
18	学識経験者	学識経験者



資料2～6

神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会 (第1回)



(1) 地域移行に向けた国の取組について

部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備

令和5年度予算額(案) 28億円
 (前年度予算額) 18億円
 令和4年度第2次補正予算額 19億円



資料2

方向性・目指す姿

- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。

「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

I. 部活動の地域移行等に向けた実証事業 11億円

委託・新規

関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を推進する。

(1) 部活動の地域移行に向けた実証事業(取組例)

- 体制整備**
 - 関係団体・市区町村等との連絡調整
 - コーディネーターの配置、地域学校協働活動推進員等との連携の在り方
 - 運営団体・実施主体の体制整備や質の確保
- 指導者の質の保障・量の確保**
 - 人材の発掘・マッチング・配置
 - 研修、資格取得促進
 - 平日・休日の一貫指導
- 関係団体・分野との連携強化**
 - スポーツ・文化芸術団体、大学、企業等
 - スポーツ推進委員
 - まちづくり・地域公共交通
- 面的・広域的な取組**
 - 多くの部活動の移行
 - 市区町村等を超えた取組
- 内容の充実**
 - 複数種目、シーズン制
 - 体験型キャンプ
 - レクリエーション的活動
- 参加費用負担の支援等**
 - 困窮世帯の支援
 - 費用負担の在り方
- 学校施設の活用等**
 - 効果的な活用や管理方法

(2) 学校の合同部活動・ICT活用や吹奏楽部等の取組に関する実証事業

II. 中学校における部活動指導員の配置支援 14億円

補助・拡充

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。(補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1

部活動指導員の配置を充実【12,552人(運動部：10,500人、文化部：2,052人)】

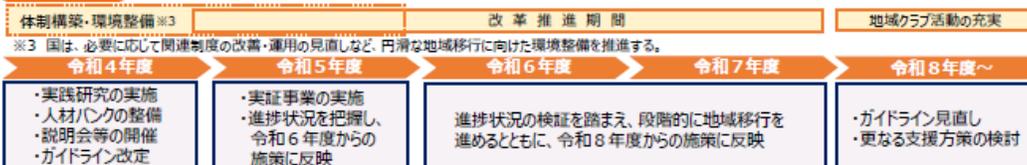
III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 3億円

補助・拡充

上記の施策を支える新たなスポーツ環境の構築のため、以下の取組を実施。
 ・公立中学校の施設の整備・改修を支援(用具の保管のための倉庫の設置、スマートロックの設置に伴う扉の改修等)。
 ・指導者養成のための講習会等の開催や資格制度の改革等。
 ・多様なニーズに対応した中学生年代の都道府県大会等の創設・開催を支援。

※1 補助割合について、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3。
 ※2 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。体制例は、あくまでも一例である。

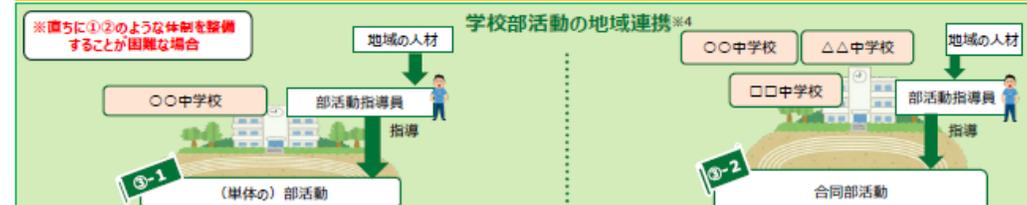
方針



事業スキーム



体制例



※4 コミュニティ・スクール(学校運営協議会)等の仕組みも活用

I. 部活動の地域移行等に向けた実証事業

11億円

委託・新規

関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を推進する。



(1) 部活動の地域移行に向けた実証事業（取組例）

体制整備

- 関係団体・市区町村等との連絡調整
- コーディネーターの配置、地域学校協働活動推進員等との連携の在り方
- 運営団体・実施主体の体制整備や質の確保

指導者の質の保障・量の確保

- 人材の発掘・マッチング・配置
- 研修、資格取得促進
- 平日・休日の一貫指導

関係団体・分野との連携強化

- スポーツ・文化芸術団体、大学、企業等
- スポーツ推進委員
- まちづくり・地域公共交通

面的・広域的な取組

- 多くの部活動の移行
- 市区町村等を超えた取組

内容の充実

- 複数種目、シーズン制
- 体験型キャンプ
- レクリエーション的活動

参加費用負担支援等

- 困窮世帯の支援
- 費用負担の在り方

学校施設の活用等

- 効果的な活用や管理方法

等

(2) 学校の合同部活動・ICT活用や吹奏楽部等の取組に関する実証事業



方針

体制構築・環境整備※3

改革推進期間

地域クラブ活動の充実

※3 国は、必要に応じて関連制度の改善・運用の見直しなど、円滑な地域移行に向けた環境整備を推進する。

令和4年度

令和5年度

令和6年度

令和7年度

令和8年度～

- ・実践研究の実施
- ・人材バンクの整備
- ・説明会等の開催
- ・ガイドライン改定

- ・実証事業の実施
- ・進捗状況を把握し、令和6年度からの施策に反映

進捗状況の検証を踏まえ、段階的に地域移行を進めるとともに、令和8年度からの施策に反映

- ・ガイドライン見直し
- ・更なる支援方策の検討

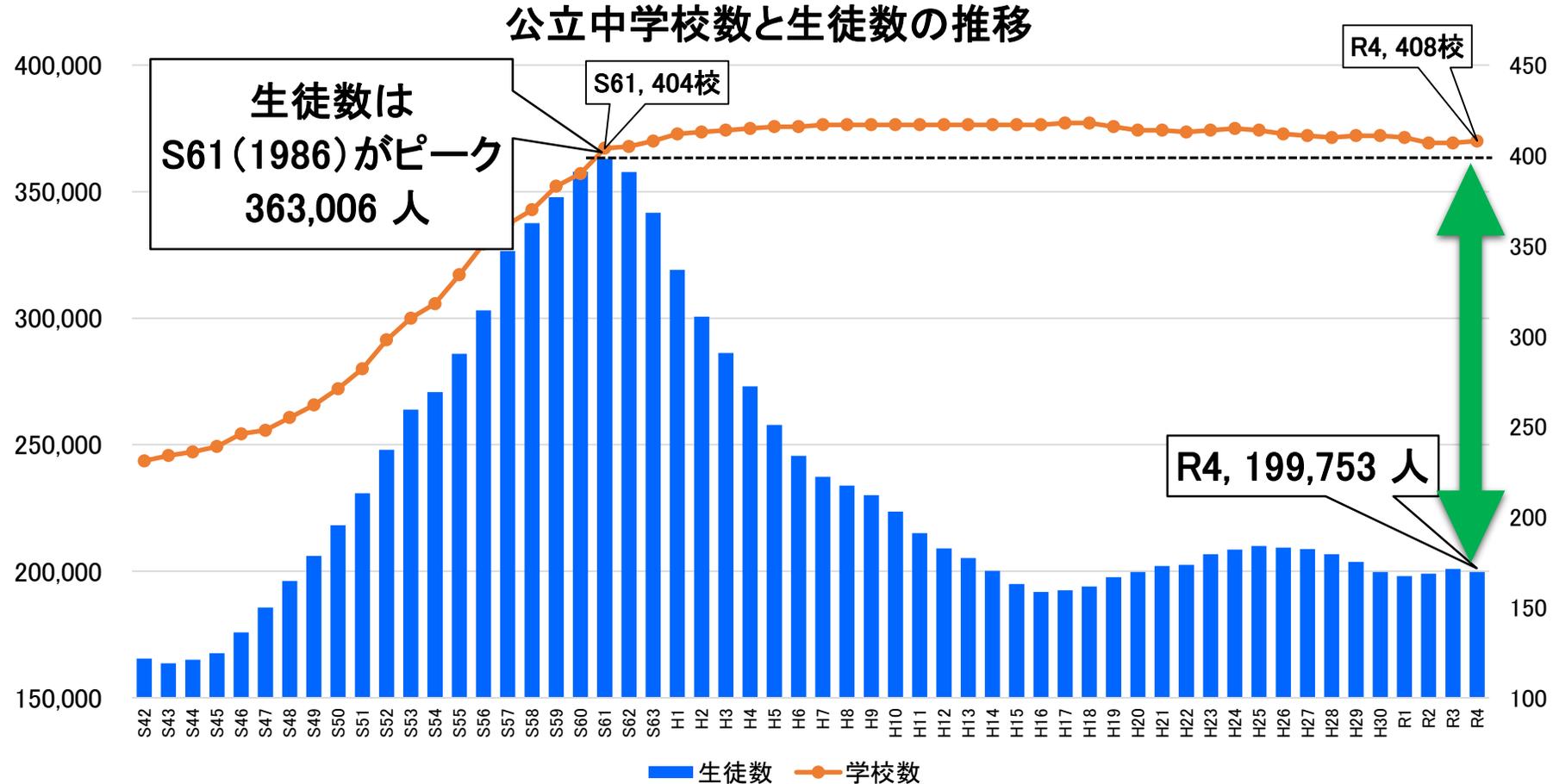


資料3

(2) 本県の部活動を取り巻く状況について

公立中学校数及び生徒数

- 県内の公立中学校等の生徒数は、昭和61年の約36万人をピークに約16万人減少。一方、学校数は4校増加しており、1校当たりの生徒数は減少。



部活動の状況

- 10年間で、**部活動数は約240部減少**。
- 部活動数の**減少割合は、地域によって差がある**。

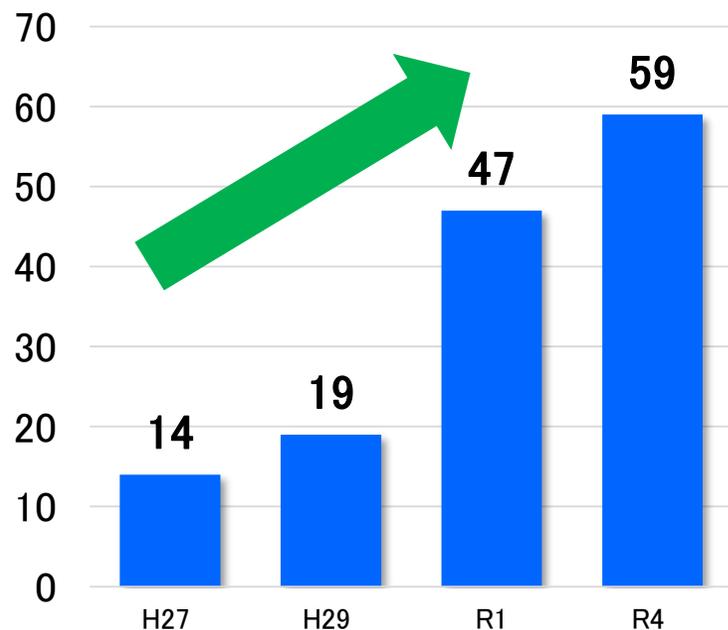
		横浜	川崎	相模原	横須賀	湘南	中	県央	県西	全体
H24	部活動数	1,958	836	487	442	545	422	558	305	5,553
	1校当たりの部活動数	13.2	16.4	13.2	13.8	12.4	13.2	12.7	12.2	13.4
	1部当たりの部員数	25.4	23.4	23.7	20.4	23.7	22.6	24.7	19.9	23.8
R4	部活動数	1,893	836	468	370	541	419	533	250	5,310
	1校当たりの部活動数	12.9	16.1	12.6	11.6	12.0	12.3	12.1	11.4	12.9
	1部当たりの部員数	24.4	22.5	23.4	21.4	24.2	21.3	22.8	20.5	23.2

部活動数を減らすことで
1部当たりの部員数が保てている。

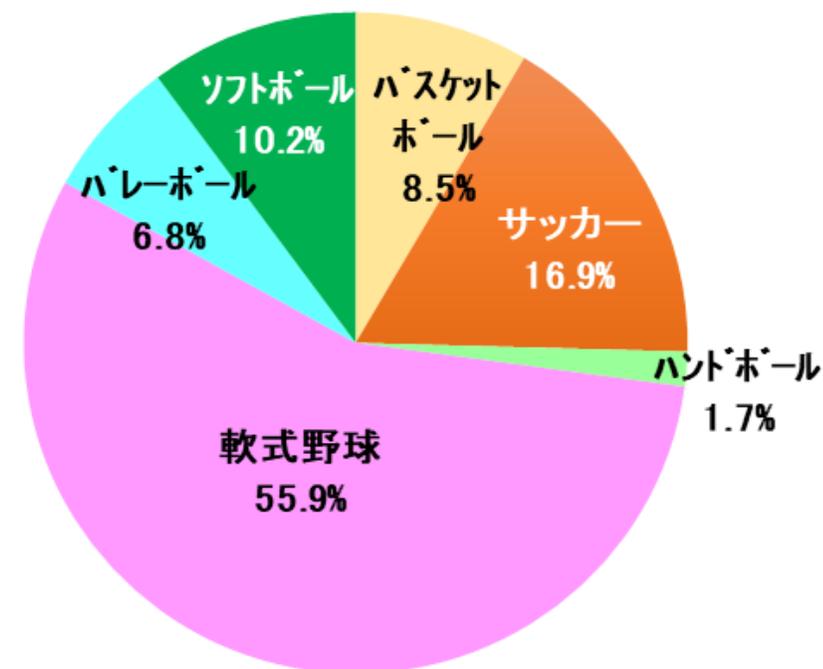
(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」)

- 日常の練習や大会参加を他校と一緒に行う「合同部活動」を設置する学校が増加傾向。
- 合同部活動を実施せざるを得ない状況は、団体競技中心に生じている。

【合同部活動設置校数の推移】



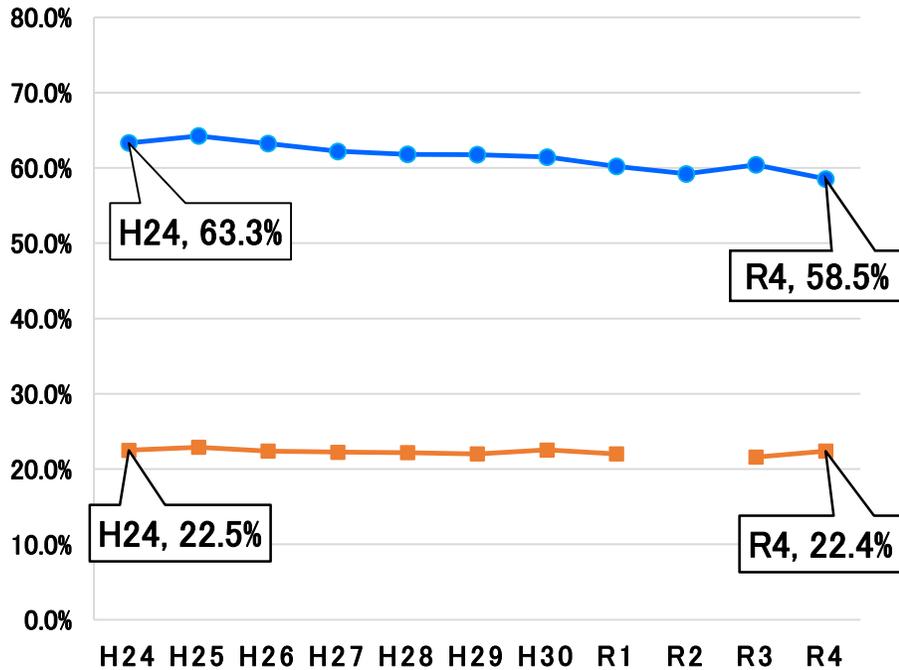
【合同部活動を設置する部活動の割合(R4)】



部活動に関する生徒のニーズ

- 県内公立中学校における運動部活動の加入率は、緩やかに減少。文化部活動はほぼ横ばい。
- 「友達と楽しく活動する」ことを部活動の目的として加入している生徒の割合が最も多い。好成績を収めることを最大の目的に部活動に加入している生徒は、2割に満たない。

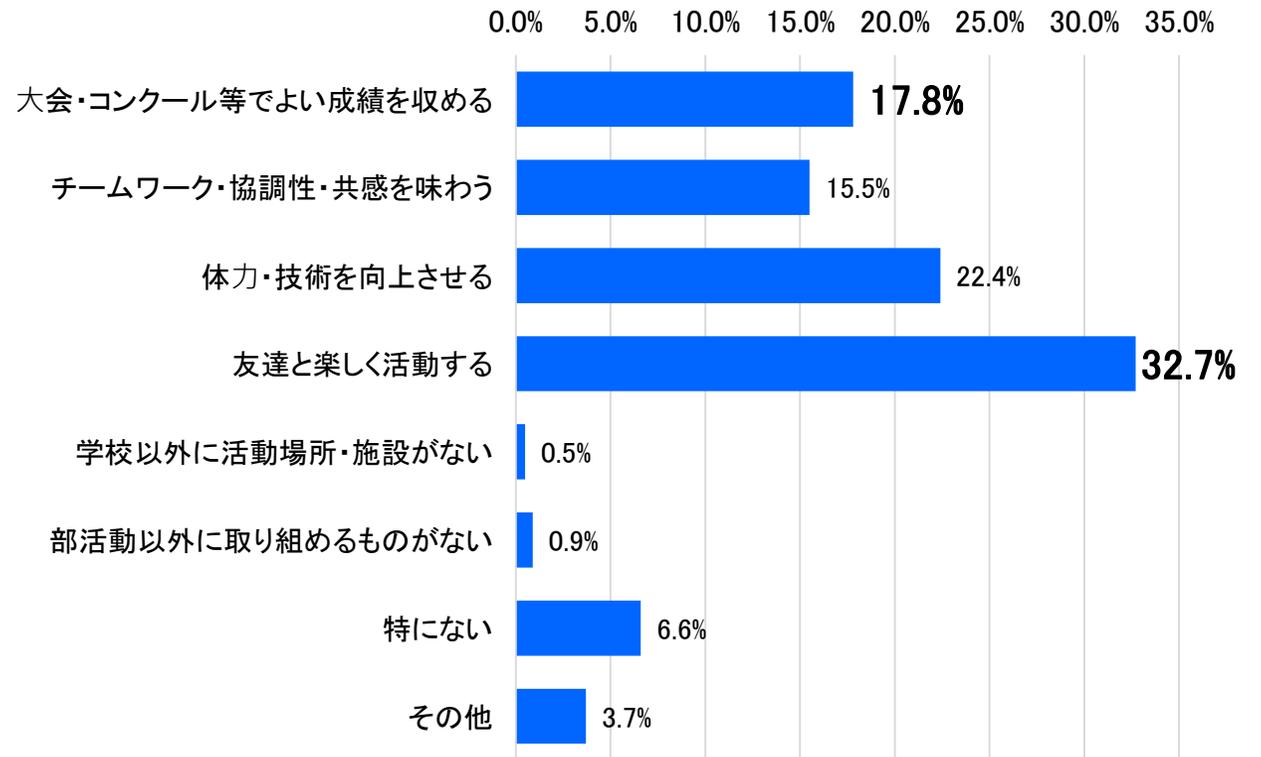
【部活動加入率】



● 運動部 ■ 文化部

(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」)

【部活動に所属している最大の目的】

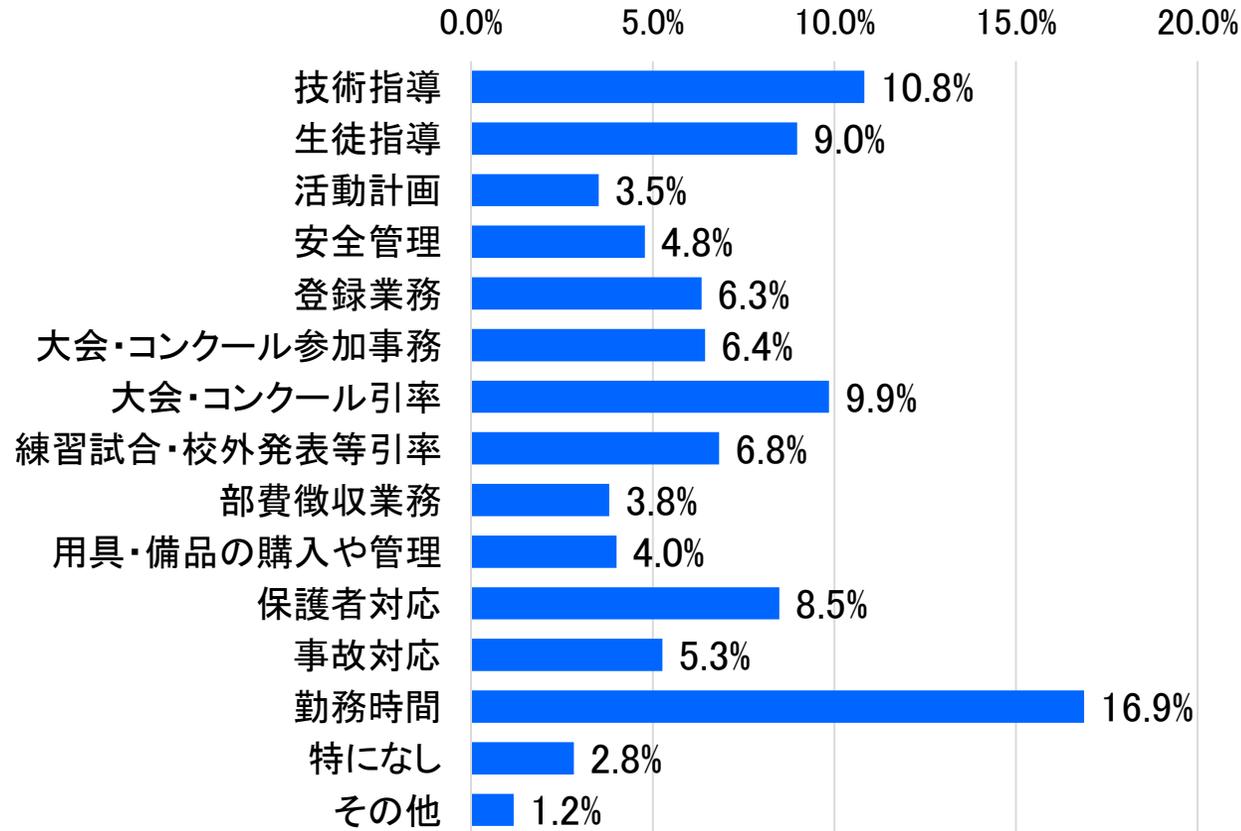


(出典：県教育委員会「中学校・高等学校生徒の部活動等に関する調査」/令和3年度)

部活動指導に係る教員の負担感

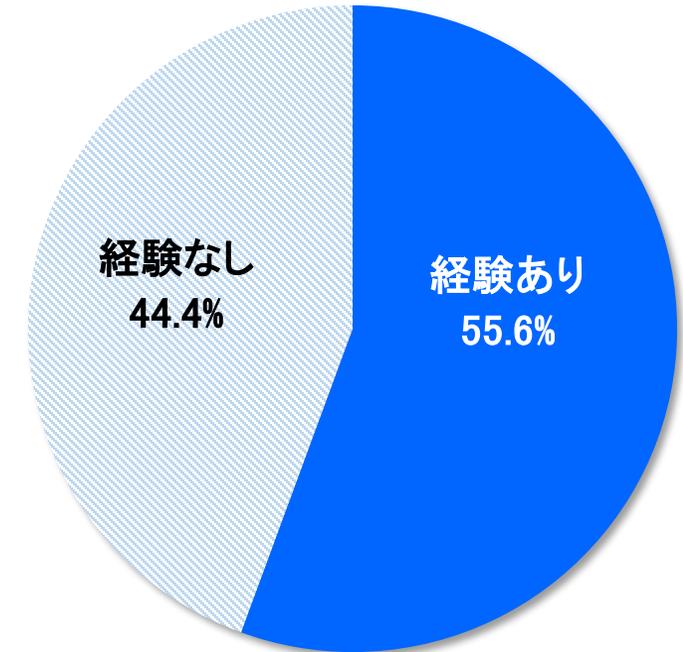
- 公立中学校の運動部活動の顧問教諭は、部活動を指導する上で、勤務時間や大会・コンクールの引率、技術指導等に負担感を感じている。
- 公立中学校の運動部活動顧問教諭のうち、4割以上が競技経験のない部活動の指導を行っている。

【部活動を指導をするうえで、負担だと思うこと】



(出典：県教育委員会「中学校・高等学校生徒の部活動等に関する調査」/令和3年度)

【部活動顧問教諭の競技経験の有無】



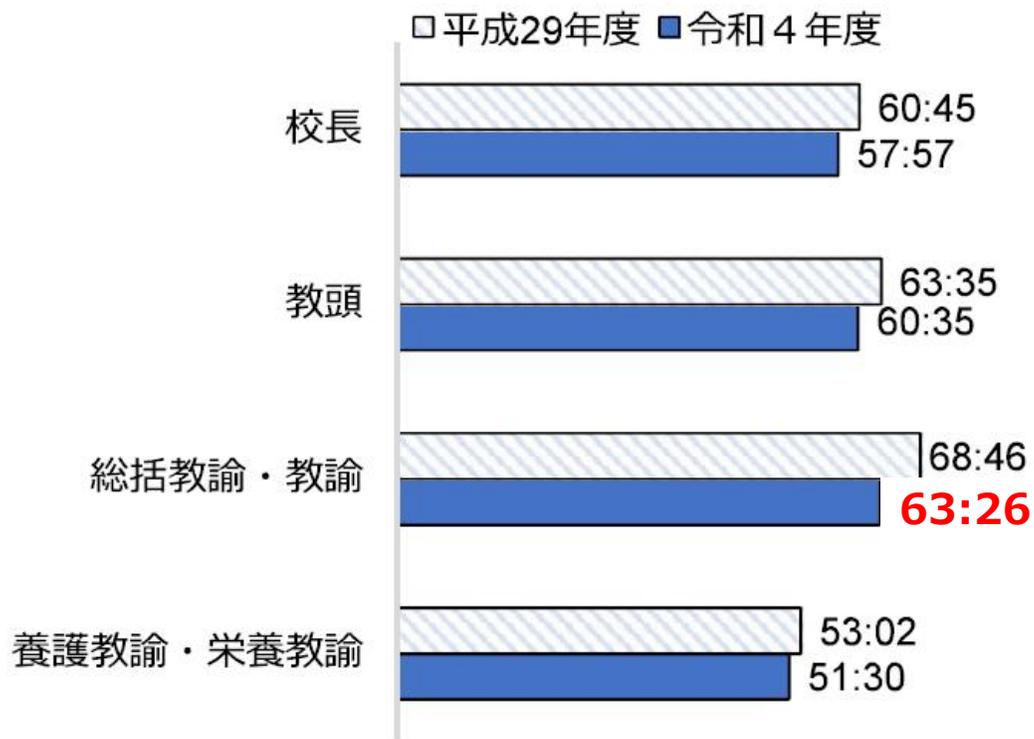
(出典：県中学校体育連盟「運動部活動調査」/令和4年度)

- 中学校の総括教諭・教諭 1 人当たりの**在校等時間等は週63時間26分。**
- 中学校教員の部活動指導に係る**週休日・休日の従事時間は2時間22分。**

【1週間当たりの在校等時間等】

＜中学校＞

(時間:分)



【教員一人当たりの業務内容別の在校等時間】

＜中学校＞

業務内容	勤務日	週休日・休日
児童・生徒の指導	9:19	2:59
うち部活動	0:38	2:22
学校運営にかかわる業務	1:15	0:07
外部対応	0:12	0:00
校外	0:16	0:01
その他	0:06	0:02

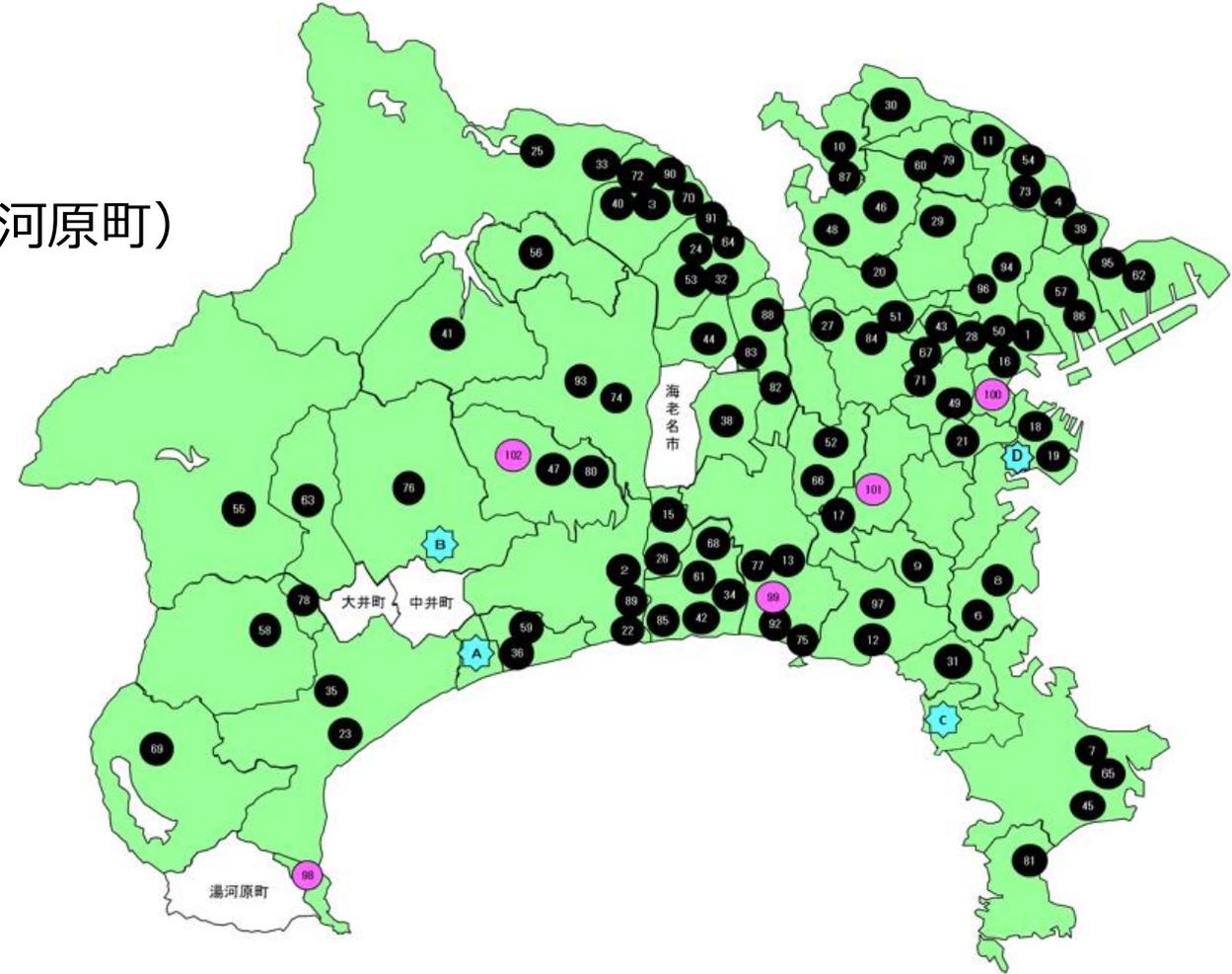
(出典：県教育委員会「神奈川県公立学校教員勤務実態調査の集計結果(速報)について」/令和4年度)

地域のスポーツ団体等の状況

- 県内の総合型地域スポーツクラブ数（令和4年3月30日時点）
 - 創設済み 99箇所
 - 創設準備中 4箇所
- 総合型地域スポーツクラブの**未設置自治体**
4市町（海老名市、中井町、大井町、湯河原町）
- スポーツ少年団数

	団数	団員数		
		男子	女子	計
R4	332	4,652	2,174	6,826
R3	342	4,809	2,131	6,940
増減	△10	△157	43	△114

（出展：公益財団法人日本スポーツ協会「日本スポーツ少年団登録」）

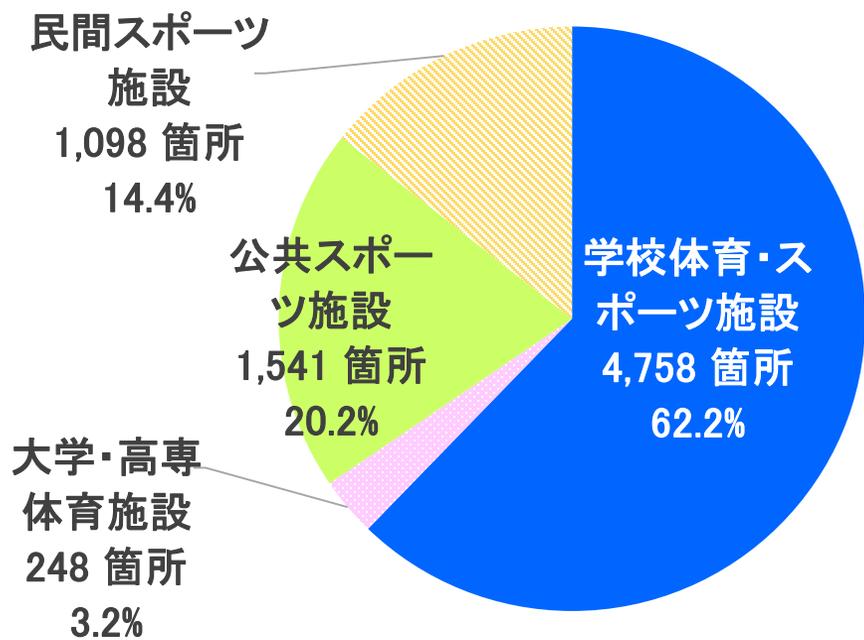


（出展：県スポーツセンター調べ）

県内の体育・スポーツ・文化関係施設の設置状況

- 県内の体育・スポーツ施設の約6割は、学校の体育・スポーツ施設。
- 公民館等の数は、中学校数に対して十分ではない。

【体育・スポーツ施設設置状況】



(出典：スポーツ庁「体育・スポーツ施設現況調査/平成30年度」)

【公民館等の設置状況】

	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀地区	湘南地区	中地区	県央地区	県西地区	計
公民館	0	13	32	3	24	44	33	7	156
類似施設	1	1	12	26	20	16	46	17	139

(出典：神奈川県公民館連絡協議会「市町村立公民館及び類似施設の設置状況の調査結果/令和4年度」)

(3) これまでの取組及び令和5年度の取組について

- **地域部活動連絡会**
- **秦野市、大磯町の実践研究紹介**

地域部活動連絡会（年4回）

第1回：令和4年5月20日（金） 第3回：令和4年10月3日（月）

第2回：令和4年8月30日（火） 第4回：令和4年12月7日（水）

【対象】

- （行政関係） 県・市町村の教育委員会・スポーツ主管課・文化主管課の担当者
- （スポーツ団体） 県・市町村スポーツ協会・県・市町村競技団体代表者・総合型地域スポーツクラブ代表者 等
- （文化団体） 県吹奏楽連盟代表者・県合唱連盟代表者・県演劇連盟代表者・各種文化団体代表者 等
- （中学校関係） 校長・教職員・PTA役員・県PTA協議会代表者
中学校体育連盟関係者・中学校文化連盟関係者

【実施内容】

- ・ 講演 「行政間の連携について」（第1回）
- ・ 講演 「学校と地域でつくる部活動改革」（第2回）
- ・ 県内の先行事例紹介（秦野市・大磯町）
- ・ スポーツ安全保険についての情報提供
- ・ 神奈川県スポーツ協会より情報提供 「県内の総合型地域スポーツクラブ等について」
- ・ 神奈川県サッカー協会より情報提供 「神奈川県サッカー協会の現状」
- ・ 神奈川県吹奏楽連盟より情報提供 「部活動の地域移行に向けて」
- ・ 協議 「各市町村での地域移行を進めるために」（第1、3、4回）

【成果】

- 講演では、県外の先行事例を紹介することで、参加者の意識を高めることができた。また、アンケート調査等の具体的な取組を参考とすることで、**実際に地域移行に向けて動き出す市町村**がみられた。
- 協議を通して市町村ごとの**現状・課題について情報共有**することができた。
- 各地区に**共通する課題**として、「**指導者の確保**」・「**場所の確保**」・「**活動にかかる費用**」が挙げられた。
- 自治体の目指す方向性として、「教育的視点を残した地域移行から、独自のスタイルを確立」、「教員の意向を確かめ、無理のない方法で進めていく」、「それぞれの地域の実情に応じて検討し、地域全体として取り組む」等の意見が挙げられた。
- 一部の地域では、部活動に参加する生徒が減少しており、従来の部活動の活動形態が保てなくなっているため、自治体内で広域連携の方向を検討していることがわかった。



秦野市、大磯町の実践研究紹介 (秦野市)

部活動	参加中学校	主な活動場所	活動形態(指導者等)
剣道部	全9校	西中学校(5校) 鶴巻中学校(4校)	<ul style="list-style-type: none"> • 剣道連盟に登録している指導者(市内中学校教員を含む)が指導。 • 費用負担なし。 • 指導者への謝金は県委託金を活用し、市教委より支払われる。 • 市内の中学校を地域ごとに2つのエリアに分けて中学校で活動。(遠方の場合は保護者送迎) • 活動日は月1回を目標に実施 • 今後は市スポーツ協会と剣道連盟が連携して活動を継続実施していく。
			
サッカー一部	東中学校	東中学校	<ul style="list-style-type: none"> • 元々、地域の小学校サッカークラブで指導していた指導者と東中学校部活動顧問教諭が兼業兼職許可を得て指導。 • 費用負担は保険料。 • 指導者への謝金は県委託金を活用し、市教委より支払われる。 • 基本的に毎週活動している。(年間52回程度) • 部員が少ないため、他校との合同部活動の可能性を模索。
			

秦野市、大磯町の実践研究紹介 (秦野市)

部活動	参加中学校	主な活動場所	活動形態(指導者等)
吹奏楽部	南中学校	南中学校 	<ul style="list-style-type: none"> 秦野市部活動指導協力者と学校部活動顧問教諭3名とボランティア(社会人・学生)が指導。 費用負担は保険料。 指導者への謝金は県委託金を活用し、市教委より支払われる。 基本的に毎週活動している。(年間52回程度)
体操部	大根中学校	大根中学校	<ul style="list-style-type: none"> 東海大学体操競技部学生と兼業兼職許可を得た指導を希望する市内中学校教員が指導。 費用負担はなし。 指導にあたる学生が毎回交代するが、指導日誌により留意事項などを引き継ぐ。 指導者への謝金は県委託金を活用し、市教委より支払われる。 基本的に毎週活動している(年間52回程度)。 その他、月に数回、地域の体操スクール(幼児~小学生)と共に活動。

【課題】

- 活動費用は国庫補助を活用し、今後の費用負担については検討が必要。
- 教員が指導にあたる際の体制整備が必要。

秦野市、大磯町の実践研究紹介 (大磯町)

部活動	参加中学校	主な活動場所	活動形態(指導者等)
ソフトテニス部	大磯中学校 国府中学校	大磯中学校 	<ul style="list-style-type: none">• 町内のソフトテニス活動クラブ「大磯クラブ」が受入れ、指導。• 費用負担は中学生は保険料のみ。その他は活動経費を支払う。• 活動日は毎週休日、中学生は希望生徒が参加。• その他、幼児・小学生と共に活動している。• 参加者の保護者が一緒にプレイしたり、球出しをしたり指導に携わっている。

【課題】

- 活動費用は国庫補助を活用し、一部を参加生徒が負担しているが、今後の費用負担については検討が必要。
- 活動場所は中学校以外の公共施設利用について検討が必要。

令和5年度の地域移行関連の取組について

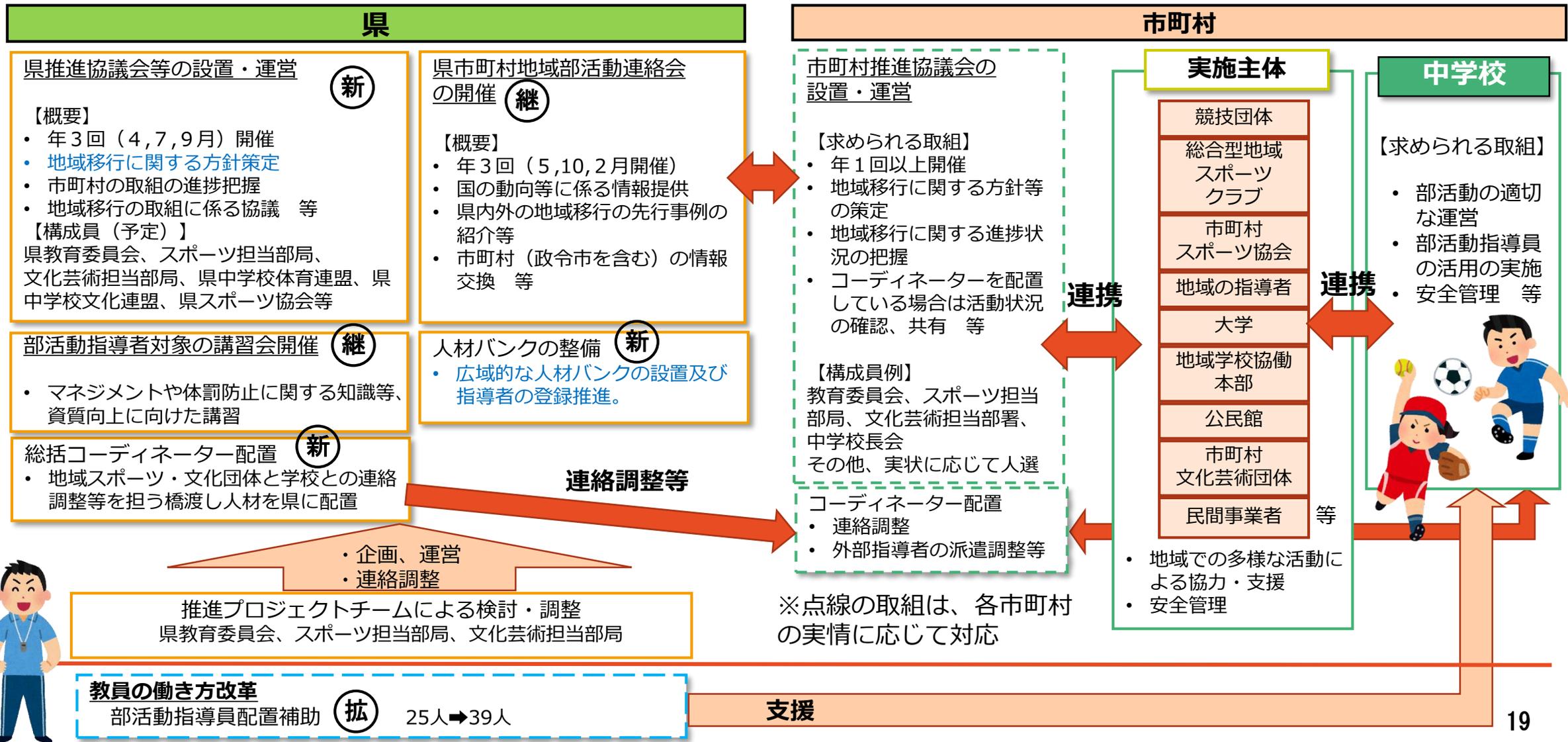
国

スポーツ庁

文化庁

県の基本的な考え方

- 将来にわたり、中学生がスポーツ・文化芸術等の活動に継続して親しむことができる機会を確保し、学校における働き方改革も推進
- 市町村において地域移行に向けた方針等を策定する場合は、国のガイドライン及び県の方針を参考に策定
- 地域移行は、各市町村の実情に応じて段階的に推進
- 県は、積極的に進める市町村を支援・先行事例として広め、県全体の取組を押し上げる。



(4) 本県の部活動に関する方針について

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

1 方針の構成

- 本県の公立中学校における部活動の現状・動向を明らかにする中で、国が示したガイドラインの「Ⅱ新たな地域クラブ活動」、「Ⅲ学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」、「Ⅳ大会等の在り方の見直し」の3つの柱に沿い、本県のスポーツ及び文化芸術等に寄与する地域団体等の活動を反映した方針とする。
- 市町村で実施される先行的な取組を紹介し、他の地域での取組の参考となるよう、追録的に整理し、適宜方針を改定していく。

2 方針の構成イメージ

